

## 平成26年一級建築士試験「設計製図の試験」（沖縄県会場）合格基準等について

## 1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成27年1月11日に実施した試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 空間構成  ①建築物の配置計画  ②ゾーニング・動線計画  ③要求室等の計画  ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 意匠・建築計画  ①要求室の機能性・快適性等  ②図面表現等</p> <p>(3) 構造計画  ①構造種別、架構形式及びスパン割り等の計画  ②梁伏図及び部材の断面寸法等</p> <p>(4) 設備計画  ①浴室の給湯設備における熱源機器の計画  ②フードコートの省エネルギー計画</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合  ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」  ②地上2階建てでないもの  ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）  ④「建築面積が1,225㎡以下でないもの」又は「床面積の合計が1,800㎡以上、2,200㎡以下でないもの」  ⑤次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 休憩・情報スペース、休憩・情報部門の各便所、物販店舗(A)、物販店舗(B)、仕分け室、フードコート、フードコート厨房、浴室、休憩室、エントランスホール、事務室、設備スペース、エレベーター </div> ⑥その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
採点結果の区分 (成績)	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの  ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの  ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの  ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの  *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。  ランクⅠ：32.7%、ランクⅡ：37.7%、ランクⅢ：24.5%、ランクⅣ：5.1%</p>
合格基準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

## 2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。